

答申第20号



鎌倉審査第 29 号

平成11年 1月5日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若 杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて(答申)

平成9年6月6日付けで諮問(諮問第21号)された「土地利用協議会の会議録・報告書・資料のすべて」に係る一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成7年4月20日から平成9年1月16日の間に開催された土地利用協議会の「会議等概要報告書（結果についての伺い、会議概要の報告を含む。）」、「議事録」及びこれらの「添付資料」の各文書（以下「本件文書」という。）を一部非公開としたことは妥当である。

しかし、別表に掲げる部分は公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が平成9年3月3日付けで異議申立人に対してした、公文書一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

鎌倉市土地利用協議会会議録、報告書、添付資料などを公開請求したところ、一部公開との決定を受けた。

請求文書のうち、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第4号該当部分は「内部秘」と呼ばれているものであるが、国や県との調整という条件を外せば、市に独自の「内部秘」があるとのケースは考えにくい。審議中の情報を決定以前に公開したくないことを理由としているが、むしろ地方自治法の精神からいうと、審議中の案件でも積極的に公開しなければならない。

また、土地利用協議会の「会議概要」のすべてにわたって条例第6条第1項第5号を非公開理由としてあげているが、明らかにその条項に該当しない文書も多く、線引き見直しに関する事項やまちづくり条例など、当該事務・事業は既に完了しており、公開しても何ら不都合はない。いわゆる「手の内情報」と称されるこれらの情報を非公開としておく理由はない。

異議申立人は、鎌倉市長が行った非公開処分のうち、条例第6条第1項第4号及び第5号に該当するとした点に絞って審査会の判断を求める。

## 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

### (1) 条例第6条第1項第4号該当性について

土地利用協議会は、土地利用に関連する重要な課題について協議・調整を行う場であることから、土地利用協議会に関する公文書を公開することにより、自由率直な意見交換を妨げるおそれや今後十分な資

料収集に困難をきたすおそれがあることが想定される。今回、公文書公開請求のあった土地利用協議会に関する公文書の一部については、前述の理由により条例第6条第1項第4号に該当し、公開を拒否したものである。

(2) 条例第6条第1項第5号該当性について

土地利用協議会に関する公文書には、行政課題に対する今後の方針等が記載されており、これを公開することにより、今後、反復・継続される同種の事務事業の公正・円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることが想定される。今回、公文書公開請求のあった土地利用協議会に関する公文書の一部については、前述の理由により条例第6条第1項第5号に該当し、公開を拒否したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 当否の判断について

当審査会は、異議申立人の主張に添い、条例第6条第1項第4号及び第5号に限定してその該当性を判断することとした。

また、一部公開処分時点の事実関係をもとに、その後の状況の変化をも踏まえた上で、現時点において本件文書を一部非公開とすることが妥当であるかどうかについて判断した。

(2) 土地利用協議会について

土地利用協議会規程によると、土地利用協議会は、鎌倉市における土地利用に関連する行政課題について、総合的かつ計画的な見地から調査研究し、協議及び調整を行うことにより、総合計画の効率的かつ円滑な推進を図ることを目的に設置された市内部の組織であり、助役を会長に関係部長で構成されている。

(3) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互、又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより当該審議等に著しい支障を生じるおそれのあるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議等が、自由率直な意見交換や十分な資料収集の基に行われることを確保するために、これらの情報は、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書のうち、「会議等概要報告書」及び「添付資料」の一部には、深沢地域整備計画に係る周辺整備事業範囲の図面、大船駅周辺地区公共施設等再編整備構想の検討、江ノ島電鉄新駅設置などを含

めた整備計画の記述や資料があり、これらは市としての最終的な意思決定がされる前の行政内部の審議、検討過程の未成熟な情報である。これらが公開されると、不正確な理解や誤解を与え、当該事務又は事業に無用な混乱を招くおそれがあると考えられる。

よって、これらの部分は条例第6条第1項第4号に該当するものと判断する。

#### (4) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 条例第6条第1項第5号は、「実施機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格試験の問題その他の事務又は事業についての情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれのあるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程にある情報を公開することにより、実施の目的を失い又は特定の者に不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれのあるものがあるため、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものであると解する。

なお、本号で例示されている「検査、監査、取締り等の計画」などの記載は、この項目に該当する代表的な例を掲げたものであり、これらに類似する他の一般的な行政事務の執行についての情報も「その他の事務又は事業についての情報」に含まれるものと解する。

イ 土地利用協議会は、鎌倉市における総合的・調和的な土地利用の推進という基本的な理念を実現するために取り得る施策等について内部的に調査・検討・協議・調整する機関であり、そこでは各部署の有する権限の形式的な調整だけが目的とされるのではなく、土地利用に関する市の基本的な方針も併せて検討されるものである。

ウ 地方自治体が住民福祉の増進の観点で健全な土地利用の推進を図っていくためには、まず、地方自治体内部において確固とした方針を確立することが必要であり、そのために土地利用協議会のような全庁的、横断的な機関を設置することは重要な意味を有する。

エ 情報公開制度の理念からすれば、鎌倉市の土地利用政策に関する情報は、できるだけ市民に公開することが望まれるが、土地利用協議会の議事録は、市内部における積極的な政策形成の場における情報であり、それを公開することになれば、協議会参加者が様々な観

点から自由かつ率直に意見交換をすることが妨げられ、ひいては鎌倉市における土地利用政策についての内部的な意思形成を図るといふ本協議会の目的の実現に向けて議事を運営していくことが困難になる事態も考えられる。

オ また、土地利用協議会は市の政策形成に直接かかわる職員によって構成されており、これらの者の協議会での具体的な発言内容が公開されると、それが市の方針であると誤解され、それによって今後の市政の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがある。

カ 以上のことから、本件文書のうち、「会議等概要報告書」、「議事録」の記述や「添付資料」の一部には、質疑、意見等に係わる部分、土地買収に係わる金額・物件所在地図面、公図、物件概要など審議対象物件が特定できる部分があり、これらを公開することによって本件土地利用協議会の実施の目的を失わせるのみならず、今後反復継続される同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるものと解する。

よって、条例第6条第1項第5号に該当するものと判断する。

- (5) 条例第6条第1項第4号及び第5号該当性についての判断は以上のとおりであるが、別表に掲げる部分は、これを公開したとしても不正確な理解や誤解を与えたり、土地利用協議会の目的を失わせるおそれはないと考えるので公開すべきものと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 6. 6	諮問（諮問第21号）
6. 10	実施機関に対し「一部公開拒否理由説明書」の提出要請
6. 26	実施機関から「一部公開拒否理由説明書」を受理
7. 1	異議申立人に「一部公開拒否理由説明書」写しの送付及び「意見書」の提出要請
8. 7	異議申立人から「意見書」を受理 実施機関に「意見書」写しを送付
10. 5. 13	審議（第52回審査会） 異議申立人から口頭陳述を受ける
5. 29	審議（第53回審査会） 実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取
7. 3	審議（第54回審査会）
7. 17	審議（第55回審査会）
8. 26	審議（第56回審査会）
9. 22	審議（第57回審査会）
10. 6	審議（第58回審査会）
11. 11	審議（第59回審査会）
11. 24	審議（第60回審査会）
12. 22	審議（第61回審査会）
11. 1. 5	答申

## 【別表】

## 公開とすべき部分

該当頁	該 当 行 等
2-11	14行目以下全部
2-14	全部
3-1	「1 会議の結果」から3行目と4行目、6行目と7行目
3-2	1行目から3行目、5行目
3-3	10行目から11行目
3-5	10行目から21行目、24行目以下全部
3-6	3行目及び最終行を除いて全部
3-7	全部
4-1	概要本文1行目から2行目
5-1	概要本文全部
6-1	概要本文1行目から6行目
6-3	3行目から5行目
6-4	24行目15文字目から21文字目を除き全部
6-5 ) 6-14	全部
7-1	概要本文4行目14文字目から16文字目を除き全部
7-2	1行目から4行目
8-1	概要本文3行目9文字目から13文字目、22文字目から28文字目を除き全部
8-2	1行目8文字目から12文字目を除いて10行目まで
9-1	概要本文全部
9-2	全部
10-2	概要本文1行目から2行目

該当頁	該 当 行 等
11-1-1	概要本文2行目以下全部
11-1-3	20行目以下全部
11-2-1	概要本文2行目以下全部
11-3-1	概要本文2行目以下全部
12-1	概要本文1行目
13-2	概要本文1行目から5行目、19行目
13-3	1行目から4行目、21行目以下全部
14-2	概要本文1行目から4行目、11行目から14行目、17行目
14-3	全部
14-11	全部
14-12	全部
15-1	概要本文1行目から3行目
16-1	付箋部分5行目以下全部
16-2	4行目から7行目
16-3	3行目以下全部
16-4	全部
17-1	概要本文4行目以下全部
17-2	20行目以下全部
17-5	1行目から7行目
17-8	全部
17-9 } 17-11	全部



該当頁	該 当 行 等
17-16 ) 17-22	全部
17-23	10行目6文字目から9文字目を除き全部
17-26	全部
18-1	本文10行目9文字目から15文字目を除き全部
18-2	1行目から19行目
19-1	本文1行目から2行目
20-1	本文2行目から4行目
20-2	8行目から10行目
21-1	本文2行目から8行目
21-2	3行目以下全部
23-1-1	本文2行目から3行目
23-2-1	本文1行目から2行目
23-3-1	本文1行目から3行目
23-4-1	本文1行目から2行目
23-4-2	29行目以下全部
24-2	1行目から4行目、18行目から20行目
24-4	3行目から4行目
24-6	13行目から14行目
26-1	概要本文1行目から5行目
26-2	4行目から7行目
27-1	本文全部

該当頁	該 当 行 等
27-2	全部
28-1	概要本文1行目から5行目
29-2	概要本文1行目から4行目
29-3	28行目以下全部
30-1	付箋部分5行目以下全部
30-2	2行目以下全部
30-4	2行目から5行目、24行目以下全部
30-5	2行目以下全部
30-6	8行目27文字目から30文字目を除き全部
31-3	3行目から5行目、19行目以下全部
31-4	2行目から5行目、12行目、14行目以下全部
31-10	3行目以下全部
31-11	全部
32-2	概要本文全部
32-3	全部

備考1 請求文書のうち、非公開部分のある頁及び非公開部分はないが、非公開部分のある頁と関連がある頁を抽出し、平成7年4月20日開催の「会議等概要報告書」から順に各頁の下段に通し番号をつけ、この番号を別表の「該当頁」欄へ表示することとした。

備考2 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考3 文字数は、行の記載のある文字について左から数えた。

句読点、「( )」、「」等の標記は一文字とし、また数字は桁数にかかわらず一文字と数えた。